

令和元年9月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	1
総務教育常任委員会	7
福祉生活病院常任委員会	1 1
地域づくり県土警察常任委員会	1 3

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 元年 - 16 (元. 9.11)	総 務	NHK 放送のスクランブル化及び希望者との契約の締結に係る検討の開始を求める意見書の提出について	倉吉市 足羽 佑太	7頁
総 元年 - 17 (元. 9.11)	総 務	放送法における受信設備「設置」概念の同法の趣旨に従った適切な解釈を求める意見書の提出について	倉吉市 足羽 佑太	9頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 元年 - 15 (元. 9. 5)	福祉保健	持続可能な年金制度の構築を求める意見書の提出について	倉吉市 足羽 佑太	11頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 元年 - 14 (元. 7.11)	県土整備	鳥取県境港の整備促進について	鳥取市 高木正雄	13頁
地 元年 - 18 (元. 9.12)	地域づくり	出前説明会をもっと使いやすくすることについて	米子市 深田卓也	14頁

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－16 (元. 9.11)	総 務	<p>NHK 放送のスクランブル化及び希望者との契約の締結に係る検討の開始を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>1 NHK とはなにか 日本放送協会（NHK）は、放送法に基づき 1950 年に設立された日本の「公共放送」を担う特殊法人で、総務省が所管する。</p> <p>NHK は公共放送であり、国内放送については視聴者からの受信料を財源とした独立採算制がとられる。国家が直接運営し国費を財源とする国営放送や、広告を放送し広告料収入を主な財源とする民間放送とは区別されるものである。</p> <p>2 受信料制度 NHK には、放送法第 4 条の定める「政治的に公平」で「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」放送を行うことが求められ、そのような放送を行うことを前提に、放送法第 64 条で受信者（受信設備の設置者）は受信料を支払うことが規定されている。かくして、NHK は放送法に定める要件を満たした受信設備の設置者から、同社放送受信規約に基づく受信料を徴収することによって運営されている。</p> <p>3 上記受信料制度の問題 NHK は、たしかに、災害時放送や学術・教育に係る放送などについては、その内容に一定の評価があるところであるが、受信料制度については、多くの問題が指摘される。その代表的なものは次のようなものがある。 (イ)放送法第 64 条は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定め、テレビを持てば、</p>	足羽 佑太 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>NHK を見ると見ざるとにかかわらず、同社と契約を締結すべき旨が規定されている。しかしながら、今は放送法の制定当初と比べて民間放送の内容も充実し、また、ライフスタイルも多様化し、必ずしも NHK の放送の受信を国民に義務付け、テレビを購入・設置した者の全員と契約を締結し、受信料を徴収する必然性はなくなっている。</p> <p>(ロ) 上述のとおり、NHK の受信料支払いは契約制になっており、主に、受信設備の設置者の自己申告か、地域スタッフの巡回による契約の締結が行われている。協会の受信機を設置しながら、契約に納得できない、(財力の関係で) 支払えないとして支払わない世帯も多く、NHK の推計による放送受信料の世帯支払率は、全国値で 81.2% となっており、おおむね 2 割の世帯が受信料を支払っていないとされ、支払う世帯と支払わない世帯の間で不平等が生じている。また、この未払い分は、結果、支払いを行っている世帯の事実上の負担となっている。</p> <p>(ハ) NHK は、携帯電話やカーナビについているワンセグ・フルセグ受信機についても、受信契約の対象であると主張している。放送法における「受信設備」の「設置」に該当するからとの理由である。しかし、携帯電話には最初からテレビがついてくるものも多く、契約を強要することは、消費者の自由な選択権を侵害するものとして、是正がなされなければならない。</p> <p>(ニ) NHK は、受信料の性質を、「受信料は、公共放送の事業を維持運営するための特殊な負担金であり、放送の対価ではない」と説明している。たとえば、一般に、何らかのサービスを受けた場合、その反対給付として金銭の支払いをなすことが、売買契約や委託契約等の典型である。そして、これは、「契約自由の原則」という民法上の大原則、消費者の自由意思に基づくものである。一方、対価性のない金銭の徴収というのは、「特別の給付に対する反対給付としてではなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する</p>		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>金銭給付はその形式のいかんにかかわらず、憲法 84 条に規定する租税」(旭川国民健康保険料事件、最判平成 18 年 3 月 1 日)なのであるが、国や地方公共団体でない特殊法人が、租税に類するものを徴収している現実は疑問視されなければならない。</p> <p>以上述べてきたように、NHK との契約については、災害時の緊急時放送などを除きスクランブル化して、放送を見たい者との間で契約する形態への移行について、真剣な検討がなされるべきである。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>NHK との契約については、災害時の緊急時放送などを除きスクランブル化して、放送を見たい者との間で契約する形態に移行することについて、真剣な検討がなされるべきである。このことについて、地方自治法第 99 条の規定により、鳥取県議会から国に対し、意見書を提出すること。</p>		
<p>元年－17 (元. 9.11)</p>	<p>総務</p>	<p>放送法における受信設備「設置」概念の同法の趣旨に従った適切な解釈を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>放送法第 64 条は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定め、テレビを持てば、NHK を見ると見ざるとにかかわらず、同社と契約を締結すべき旨が規定されている。</p> <p>一方、この「設置」概念が不明確であるがゆえ、NHK は次のような主張をしている(提出者も実際に NHK から説明を受けた。)</p> <p>①「テレビが物理的に壊れている場合を除き、テレビの電源ケーブルを抜いて保管している場合も、コードを改めてさせば見られるので、受信契約の対象」</p>	<p>足羽 佑太 (倉吉市)</p>	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>②「アンテナケーブル（同軸ケーブル）を抜いたり、破棄した場合も、アンテナケーブルを改めて買ってくれば見られるので、受信契約の対象」</p> <p>これらは、私見では、「受信設備を設置」という放送法の趣旨を逸脱し、これに対して契約を締結することを求めるのは、不相当と解する。</p> <p>テレビは、アンテナ、アンテナケーブル、受信機（チューナー）、受像器（本体）、電源これらのいずれが欠けても受信することはできず、①②の場合、これらの全てを満たさないことが明らかであるからである。電源コードやアンテナ線を抜いて、アンテナ線を処分して本体のみを保管している物も契約対象とすれば、いわばただの箱であり、そもそも見る気のない所有者や処分料金がかかるからと保管をしている所有者についても契約の締結を強いられ、彼らの負担を生ずることとなり、適当ではない。</p> <p>これは、鳥取県民すべてにもかかわる重大な問題であり、公共性、公益性のある事柄である。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第99条に基づき、鳥取県議会から国に対し、放送法における受信設備の「設置」概念について、同法の趣旨に従った適切な解釈をするよう求める意見書を提出すること。</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－15 (元. 9. 5)	福祉保健	<p>持続可能な年金制度の構築を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 厚生労働省は8月27日、公的年金の長期見通しについて、5年に一度の試算を公表した。それによれば、少子高齢化の中で財政バランスを図るため計画的に給付水準を下げている。経済成長と就業がすすむ標準的なケースでさえ、30年後には年金の実質的価値が2割近く目減りする試算となっている。</p> <p>国民年金（基礎年金）では約3割低下。 現役世代の平均手取り収入に対する所得代替率は現在の61.7%から50.8%まで落ちる見込み。</p> <p>本来、年金は、収入のなくなった退職後の高齢者を支えるためのもので、憲法25条の生存権という大切な理念を支えるための具体の措置でもある。</p> <p>年金生活への不安を解消し、制度の安定化や低年金への対策を本格的に議論し、進める必要がある。</p> <p>なお、試算は6通りあり、その中の3ケースでは50%台を確保しているが、3ケースでは下回った。</p> <p>2047年度には、モデル夫婦世帯において、基礎年金は2人で12.4万円の収入だそうである。</p> <p>基礎年金の代替率は、現在の36.4%から26.2%に低下する。</p> <p>については、鳥取県議会として、国民の生存権の確保及び労働者の退職後の生活保障のため、所得代替率向上など持続可能で安定した制度の実現について求めている。</p> <p>▶陳情事項 鳥取県議会として、受給者の生存権の保障のため、十分</p>	足羽 佑 太 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		かつ持続可能な年金制度の構築を求めることを内容とする 意見書を提出すること。		
--	--	-------------------------------------------	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－14 (元. 7.11)	県土整備	<p>鳥取県境港の整備促進について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>日本と外国とを結ぶ基幹航路が失われつつある。</p> <p>日本にはかつて週 120 便の基幹航路があったが、現在は 3 分の 1 に激減している。それは、日本・欧米間の船舶が直行便から経由便に転換したからである。日本各地から小さい船で釜山、上海などにコンテナで運ばれ、いったん船から降ろされる。その逆も然り、欧米から釜山、上海などに大きな船で運ばれ、そこで小さな船に積み替えて日本各地に運ばれることになる。</p> <p>世界でコンテナ船が年々大型化してきたが、日本の港の深さが十分でなかったからである。</p> <p>最大の船は 18 メートルの水深が必要であるが、日本では予算がない、ということで、港湾の整備が進まなかった。一方、韓国、中国では政府が港湾整備に大きく投資し、その結果、かつて神戸、横浜に来ていた基幹航路の 3 分の 1 が、日本から釜山、上海に目的地を変更したのである。</p> <p>このことは貿易コストの大きな上昇を含め、深刻な被害をもたらした。大量の貨物が往来している日本・欧米間の輸送料金が上昇し、日本経済は大きな打撃を受けた。</p> <p>山陰地方は「裏日本」と言われている。高速道路も新幹線もない。日本に高速道路、新幹線ができたのは、昭和 39 年の日本で初めての東京五輪が開催される直前であった。それらのない地域の格差の拡大は当然であり、人口も激減している。</p> <p>港湾はどこにでも作られるものではないが、鳥取県の境港は、日本海に面した各地の中で数少ない良港の要件が備わっている。新幹線、高速道路ももちろん必要である。境港が巨大</p>	高木正雄 (鳥取市)	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		<p>コンテナ船の発着可能な水深 20 メートル程度に整備されることは、その他のインフラも整備される大きな促進要素となる。日本海側にも新幹線、高速道路が整備され、「裏日本」の「裏」がなくなる。地域、住民の格差もなくなる。また、心配される南海トラフ大震災、津波などの際には、「表日本」側の新幹線、高速道路が寸断され機能まひに陥っても、日本海側に新幹線、高速道路があれば十分に代替機能を果たし、日本を滅亡的危機から守る守護神的存在のようなものにもなる。</p> <p>境港の整備促進の早急な実現を強く要望する。</p> <p>▶陳情事項 境港において巨大コンテナ船の発着が可能な港湾施設の整備を促進すること。</p>		
元年ー18 (元. 9.12)	地域づくり	<p>出前説明会をもっと使いやすくすることについて</p> <p>▶陳情理由 今年3月に、出前説明会の申込みをしたが、担当部局の判断で拒否された。平成25年と平成26年に説明会をしたこと、その時と事情が変わっていないことが理由とされた。その担当課と電子メールでのやり取りをしたが、結局、出前説明会は受けてもらえなかった。5年も前にしたからといって、その時とは出前説明会を申し込んだ側もメンバーが変わっている。</p> <p>今の出前説明会の制度は、担当課が受けないと言ったらそれ以上進展しない。市民（申込者）の側が担当課の決定に不服がある場合、せめて、県民局などの担当課ではない部署が間に立って仲裁するなどのシステムが必要であると思う。</p>	深田 卓也 (米子市)	

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

		<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県当局は、出前説明会の開催について、もっと真摯に対応するとともに、担当課の決定に不満がある場合の対応に関しての苦情を受け付け、解決のために努力する等のシステムを作ること。</p>		
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

